

## 利用証の更新について(お知らせ)

令和3年より利用証を5年ごとに更新していただきます

【目的】登録者の新しい情報を確認することにより、緊急時における対応等を迅速かつ適切に行うため

【更新期間】5年ごと

【必要書類】障 害 者:障害者手帳(手帳をお持ちでない場合は、問い合わせてください。)

高齢者(65歳以上):顔写真掲載の公的証明書(例:運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等)

※保険証等の場合は、他の公的証明書と併せてお持ちください。

【令和6年の対象者】**令和2年2月までの登録者**

### 更新対象者の利用証番号

No.101617~101659	No.200169~200174	No.300228~300230
No.500255~500259	No.600854~600903	No.700202~700214
No.807420~807540	No.S00344~S00360	

※上記対象者の更新は、令和6年12月末日(開館日)までとします。

※対象者が更新期間に更新できなかった場合は、初回利用の扱いになります。

※高齢者が障害者手帳の交付を受けた場合は、総合受付までお願いします。(高齢者区分での利用の場合は除きます)